

平成 20 年度
行政評価（外部評価）結果報告書
（評価対象：平成 19 年度実施事務事業）

平成 20 年 11 月
菊陽町行政評価委員会

はじめに

行政評価(注1)については、近年、その必要性や重要性が大きくクローズアップされ、行財政改革の一つの手段として多くの自治体で取り組まれています。

菊陽町では、「総合計画(注2)の実現のために」、「行財政改革の推進のために」、「職員の意識改革及び住民への説明責任を果たすために」の3つの目的を掲げ、平成18年度から町が実施する事務事業を対象に行政評価が行われています。今年度からは、行政内部で行っている評価について、より客観性と透明性を確保し、簡素で効率的な行政経営を目指すとともに、行政評価制度の更なる充実を図ることを目的として、学識者、専門家、企業経営者、公募町民による行政評価委員会を設置し、町民の視点で評価を行い、町長に意見及び提言を行うこととなりました。

本町に限らず他の自治体でも様々な方法により外部評価に取り組まれておりますが、行政評価制度そのものが確立されたものではないことから、それぞれの自治体がそれぞれの状況に応じ、独自に取り組んでいるのが現状であり、本委員会においても試行錯誤しながら評価に取り組みました。各担当課とのヒアリングに当たっては、職員から事業の必要性や事業実施の背景などについて真摯な説明があり、また、私達委員も事前に事務事業についてある程度概要を把握して望んだため、比較的スムーズに進行することができました。

各所管の評価は、程度に多少のばらつきはあったものの取り組み姿勢には熱意が感じられ、全般的に概ね妥当な評価であると判断しました。今回の評価で委員会としては、事業推進のため更なる努力をお願いすることはもちろんのこと、それとは別に町民に分かりやすい評価となるよう、目的や手段をより明確にすることや適切な指標を設定するなど一層の工夫を強く求めたところです。

今後は、この外部評価をきっかけに町民が町政に関心を持ち、自らが町政に関わっていくことを望むとともに、より多くの町民が町政に参画できる手法も併せて検討するなど、更なる制度の改善を図りながら継続すべきであると考えます。今回評価の対象となった各所管においては、この評価結果を積極的に受け止めていただき、事務事業の改善に取り組まれるとともに、事務事業を執行する町職員においては、町民の理解や満足度の向上を図り、常に町民の視点、立場を念頭に置いた町政運営に尽力されることを期待いたします。

最後になりましたが、今回の外部評価に対応いただいた担当者をはじめ、ご協力いただいた多くの関係者の皆様に感謝申し上げます。

平成20年11月

菊陽町行政評価委員会 委員長 明石 照久
副委員長 山内 彰雄
委員 内田 良子
委員 甲田 峰子
委員 中原 輝男
委員 布田 悟
委員 安田 實

も く じ

1	外部評価の目的	1
2	行政評価委員会の役割	1
3	行政評価委員会の構成	1
4	外部評価対象事務事業	1
5	行政評価委員会の審議経過	2
6	外部評価の視点	3
7	外部評価結果の概要	3
	(1) 所管別内部評価と外部評価の結果	
	(2) 内部評価と外部評価の構成比	
8	今後の検討課題	5
	(1) 内部評価について	
	(2) 事務事業評価表について	
	(3) 行政評価に対する取組姿勢	
	(4) その他	
	用語の解説	8
9	資料	9 ~
	(1) 個別事務事業評価結果	
	(2) 菊陽町行政評価委員会設置要綱	

1 外部評価の目的

菊陽町が実施する行政評価(注1)において、町民の視点による評価を導入することにより、行政評価の客観性と透明性を確保するとともに、更なる簡素で効率的な行政経営を目指すことを目的に外部評価を実施しました。

2 行政評価委員会の役割

行政評価委員会の役割は、町が実施した内部評価について、その妥当性を専門的に、さらには町民の視点に立って検証し、より効率的で効果的な行政運営に向けて改善策等を提言するとともに、菊陽町の行政評価制度の推進に関し必要な事項を調査及び審議し、意見及び提言を行います。

3 行政評価委員会の構成

学識者、専門家、民間企業経営者等、公募町民の7名で構成し、任期は平成22年3月31日までです。

氏名	役職等	備考
明石照久	熊本県立大学准教授	委員長
内田良子	菊池地域農業協同組合菊陽中央支所女性部副部長	
甲田峰子	菊陽町社会福祉協議会事務局長	
中原輝男	行政(県)経験者	
布田悟	布田悟司法書士事務所所長	
安田實	公募委員	
山内彰雄	(株)山内本店社長	副委員長

4 外部評価対象事務事業

(1) 事業の選定

今年度初めて外部評価を導入することや時間的な制約もあり、町が事務事業評価(内部評価)を実施した全ての事業を評価することは不可能であることから、外部評価を行うことによる見直しが期待できる次のような視点から、評価対象事業を選定しました。

対象 全事務事業を対象

多くの部署に外部評価の効果を波及させるため、総合計画実施計画書(注3)(平成19年度～平成21年度)に基づき作成した、平成20年度行政評価一覧表の全事務事業(248事業)のうち28事業を対象としました。

事業の性質 町民の生活に関わりの深い事業

町民を対象とした「ソフト事業」を中心に、「見直し」、「休止・廃止」が検討されるなど、

直接町民の生活に影響すると思われる事業を対象としました。

事業費 比較的事业費が大きな事業

人件費を含めた総事業費が、概ね500万円以上の事業を対象としました。

その他 「法定受託事務」(注4)は除く

「法定受託事務」は法律で実施が定められたものであり、事務事業の「見直し」、「休止・廃止」は考えられないため、対象から除外しました。

5 行政評価委員会の審議経過

日 時	内 容
10月 7日(火) 午後1時30分から	第1回行政評価委員会 ・委嘱状交付 ・委員長及び副委員長の選出 ・行政評価(外部評価)についての説明
10月17日(金) 午後1時30分から	第2回行政評価委員会 ・事務事業評価作業ヒアリング 私立幼稚園就園奨励助成事業 保育園運営事業 一時保育事業 延長保育事業 多子世帯子育て支援事業 乳幼児健康支援一時預かり事業 つどいの広場事業 花いっぱい推進運動 生垣等設置奨励補助事業 リサイクル推進事業 家庭用生ごみ処理容器・機械購入助成事業 文化の香り高いまちづくり活動支援事業
10月24日(金) 午後1時30分から	第3回行政評価委員会 ・事務事業評価作業ヒアリング 行政区運営・施設整備支援事業 人間ドック等奨励補助事業 子ども医療費助成事業 公営住宅維持・管理事業 海外派遣・研修事業 外国人指導助手招致事業 協働の仕組みづくり推進事業 杉並フェスタ開催 生涯学習講演会事業

	<p>総合型地域スポーツクラブ育成事業 青少年健全育成事業</p>
<p>10月28日(火) 午後1時30分から</p>	<p>第4回行政評価委員会 ・事務事業評価作業ヒアリング 町内巡回バス事業 地方バス運行等特別対策事業 住居表示事業 図書館運営事業 図書館ホール運営事業 ・外部評価の結果審議・総括 ・報告書素案の検討</p>
<p>11月11日(火) 午後1時30分から</p>	<p>第5回行政評価委員会 ・報告書の内容検討 ・町長へ報告書を提出</p>

6 外部評価の視点

外部評価は、行政による内部評価を踏まえながら、相対的には、

町が実施する行政評価の仕組みが適当であり、その評価が適切に行われているか、また、事務事業の内容について適切に評価されているか。

町民の視点から見て必要な事務事業であるか。また、それは効率的、効果的に実施されているか。

を視点に実施しました。

また、具体的には、

妥当性(事務事業の対象や目的が妥当であるか、役割が薄れていないか、町の関与が必要か)

貢献度(総合計画(注2)体系図の上位にある主要施策の実現(または目的達成)に貢献しているか、事業を取り止めたときに影響があるか)

有効性(成果指標から判断して成果を上げているか)

効率性(投入された経費に見合った結果が得られているか)

地域性(菊陽町らしさが反映されているか)

について、それぞれ個別に評価をしました。

7 外部評価結果の概要

菊陽町では、限られた資源(人、財源、物)の中で簡素で効率的な行政経営がなされているかを判断するために、実施した事務事業をチェックする行政評価(注2)(内部評価)に取り組み、今年で3年目となりました。

そこで、今年度からは、行政による内部評価に加え、より客観性・透明性のある行政評価制度を確立していくために外部評価を実施しました。

しかし、初めての外部評価となることからその手法や評価のポイントについては、手探りでの実施となりましたが、評価に当たっては、それぞれの事業成果が町民の視点ではどのような

評価になるかということに重点を置きながら実施しました。

(1) 所管別内部評価と外部評価の結果

総務部(2課5事業)

担当課	事務事業名	総合評価		今後の方向	
		内部評価	外部評価	内部評価	外部評価
総務課	行政区運営・施設整備支援事業	3	3	1	2 c
	町内巡回バス事業	3	3	1	2 c
総合政策課	文化の香り高いまちづくり活動支援事業	3	2	2 c	2 c
	協働の仕組みづくり推進事業	3	3	1	2 c
	地方バス運行等特別対策事業	4	4	1	2 c

福祉生活部(4課11事業)

福祉課	保育所運営事業	4	3	2 d	2 d
	一時保育事業	4	3	1	1
	延長保育事業	4	3	1	1
	多子世帯子育て支援事業	4	3	1	1
	乳幼児健康支援一時預かり事業	4	3	1	1
	つどいの広場事業	3	3	1	1
健康・保険課	人間ドック等奨励補助事業	4	3	2 c	2 c
	子ども医療費助成事業	4	3	2 a	2 c
環境生活課	リサイクル推進事業	4	4	1	1
	家庭用生ごみ処理容器・機械購入助成事業	4	4	2 c	2 c
町民課	住居表示事業	4	4	1	1

産業建設部(3課4事業)

農政課	杉並フェスタの開催	3	3	1	2 c
建設課	花いっぱい推進事業	3	4	1	2 c
	公営住宅維持・管理事業	3	3	2 c	2 d
商工振興課	生垣等設置奨励事業	3	3	2 c	2 c

教育委員会(3課8事業)

学務課	私立幼稚園就園奨励助成事業	4	3	1	1
	海外派遣・研修事業	3	3	2 c	2 c
	外国人指導助手招致事業	3	3	2 c	2 c
生涯学習課	生涯学習講演会事業	2	3	2 e	2 e
	総合型地域スポーツクラブ育成事業	3	3	1	1
	青少年健全育成事業	3	3	1	1
図書館	図書館運営事業	4	4	1	2 c

	図書館ホール運営事業	4	3	1	2 c
--	------------	---	---	---	-----

総合評価 : 「4」=非常に高い、「3」=中程度より高い、「2」=中程度より低い、「1」=非常に低い

評価矢印:外部評価による評価が「 」=上がった、「 」=同じ、「 」=下がった事務事業

今後の方向:「1」=現状で継続、「2」=見直して継続、「3」=廃止又は休止、「4」=終了又は完了

(a=拡大、b=統合、c=方法の改善、d=民間の活用、e=縮小)

太文字:今後の方向性について、内部評価と外部評価で見解に相違がある事務事業

(2) 内部評価と外部評価結果の構成比

総合評価

評価	内部評価(構成比)	外部評価(構成比)
4	14 (50.0%)	6 (21.4%)
3	13 (46.4%)	21 (75.0%)
2	1 (3.6%)	1 (3.6%)
1	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	28 (100.0%)	28 (100.0%)

今後の方向

方向	内部評価(構成比)	外部評価(構成比)
現状で継続	18 (64.3%)	10 (35.7%)
見直して継続	10 (35.7%)	18 (64.3%)
(内訳)	拡大(1)、統合(0)、方法改善(7) 民間活用(1)、縮小(1)	拡大(0)、統合(0)、方法改善(15) 民間活用(2)、縮小(1)
廃止又は休止	0 (0.0%)	0 (0.0%)
終了又は完了	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	28 (100.0%)	28 (100.0%)

8 今後の検討課題

今後検討すべき課題等について、行政評価委員会として評価制度の確立のために、以下のとおり留意すべき点を指摘します。

(1) 内部評価について

行政(内部)評価制度を導入後、未だ3年目の過渡期であり、また、試行錯誤の中で真摯に取り組み職責を果たしている点を評価します。

一方、第三次菊陽町行財政改革大綱(注5)では、効率的で効果的な行政経営を目指し、さらに大綱での集中改革期間や第4期総合計画の最終年度(平成22年度)までに掲げた各種施策の実現に向け、また、成果志向の行政経営を推進するためには、各種事務事業における優先度の明確化や目標達成のための具体的な数値目標を設定し、徹底的な事務事業の見直しが求められています。

今後、よりの確に対応するためには、これまでの取り組みの中での成果と問題点を検証し、今後の評価のあり方や方向性を再点検する必要性があります。

(2) 事務事業評価表について

事業の目的(対象、意図、目的達成の方法は適正であるか)

活動指標や成果指標に対する達成率などから、目的を達成するための方法や手段が適正であるかを判断しやすくするために、対象(何を)、意図(どうしたいのか)を明確に示し、目的達成の方法をもっと詳しく具体的に記入すべきです。

活動指標、成果指標、目標の設定

“何をいつまでに達成するのか。”という目標設定が全般的に欠けているように思われます。また、事業によっては単年度だけではなく、中・長期の目標設定が必要なケースも見受けられます。

活動指標は事業全体を精査し、最も事業活動に影響を与える事項を指標とし、成果指標は目的達成状況が判断できる指標を設定すべきです。

そのためには、現段階で統計上不明なものであれば必要に応じてサンプル調査やアンケート調査、担当職員のヒアリングや関係事業者との調整等を積極的に実施し、関係者間で確実に事務事業が達成されているとの共通認識を持てるよう努めるべきです。

コスト(事業費、人件費)

コストに関しては、正に“成果を上げながら、いかに経費を抑えるか”が重要なポイントですが、今回の外部評価対象事業の中には事業の全体計画が不明確なため、単年度のコストを見ただけでは費用対効果やコスト削減に結びつくか疑問視せざるを得ない事業も見受けられました。今後はコスト管理の一層の徹底を図るよう要望します。

個別評価

事業の推進または取り止めによる影響等を把握するため、より一層の努力が必要です。

事務時間短縮やコスト削減の可能性についての評価は、具体的な活動(作業)内容が不明確であるため、判断しづらい事例が見受けられました。

地域性の判断は評価に馴染まない事業も多く、弾力的な対応が必要です。

なお、5項目の個別評価については、どの項目を重視すべきかという観点から優先順位を明確にする必要があります。

総合評価

目標を達成するためには常に成果と課題を把握しておく必要があります。そのため総合評価は、個別評価の各項目について現評価に至った判断を具体的に明示し、事務事業の現段階での相対的な状況と進ちょく状況を明確にすべきです。

例えば、「妥当性や貢献度については 等により十分達成しているが、有効性や効率性については××であり、もう一つ工夫が必要である。」や、「本事業については、現状での主要施策の目標達成率は50パーセント程度と道半ばであるが、住民ニーズを考慮すると 部分について理解と協力を得ることで、目標は確実に達成できる。」という表現です。

今後の方向(方向性の決定)

今後ますます厳しくなる財政状況の中で、限られた資源(人、財源、物)を有効活用するために、ある程度目標を達成している事業についてもただ単に現状で継続させるのではなく、取り組み手法の工夫や活動指標を見直すなどし、更なる成果の向上を目指すべきです。そのため、今回の内部評価には今後の方向として“現状で継続”が多く見受けられますが、“見直して継続(方法の改善)”も検討する必要があります。

また、順調な事業であっても継続ありきの考え方ではなく、立ち止まって再考することも必要です。

なお、今後は成果達成の結果を踏まえて次年度の計画や予算編成を行っていただくよう要望します。

その他

現在の評価表は町民に理解しにくいものであり、説明責任を果たしているとは言い難いので、簡素で町民の視点に立った分かりやすいものとなるような工夫と改善が必要です。

(3) 行政評価に対する取組姿勢

めまぐるしく変化する社会環境の中で、行政経営のために評価制度が十分機能しているとは言い難いが、内部評価実施後3年目を迎え徐々に定着環境にあり、職員が研鑽を積みながら真摯に取り組んでいる点を評価します。

今後、より高度で質の高い行政サービスの提供に向けて、OJT(注6)やOff-JT(注7)等により自己啓発やコストマネジメント(注8)に徹するなど、さらなる総合力の発揮を期待します。

(4) その他

今回評価した事務事業は本報告書の1頁「4 外部評価対象事務事業、(1)事業の選定」に合致しないものもあり、他に外部評価に相応しいものがあったのではないかという疑問が残りました。事務事業の性質や事業費の観点から外部評価の対象事業に選定した理由等を事前に詳しく具体的に説明すべきです。

また、事務事業単位での評価は総合計画体系図の上位施策との関係が分かりづらく、評価作業ヒアリングを的確、効率的に実施するためにも、上位施策との関係や概要の説明も必要です。

結果の公表に当たっては、内容をグラフ化したり評価表や菊陽町の行政評価の手引書を併せて公表したりするなど、分かりやすい報告書となることを期待します。

外部評価の実施に当たっては、今年度が初めてであり試行錯誤しながらいろいろなお苦勞もあったようですが、一応の目的は達成できたものと考えます。

【用語の解説】

注1) 行政評価

菊陽町が実施する施策や事務事業について、客観的な基準を用いて評価・検証を行い、より効率的で効果的な町政、住民にわかりやすい町政を目指す上で必要なもので、例えば「行政が行っている様々な仕事が、その費用に見合うだけの効果(成果)を上げているのか。」「無駄や重複している事務事業はないのか。」などの視点から行政の活動を見直し、事務事業の進め方を改善していく取り組みで、その結果を総合計画の進行管理や予算編成等に活用するもの。

注2) 総合計画

総合計画は、まちづくりの目標であるまちの将来像を掲げ、それを実現するための施策を明らかにするための計画で、体系的、計画的に事業を進めていくための指針となるもの。この計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三つの要素で構成される。

現在、菊陽町は、「第4期総合計画」(平成13年度～平成22年度)の「後期基本計画」(平成18年度～平成22年度)に基づき、「人・緑・元気 輝く 生活創造都市」を目指してまちづくりを進めている。

注3) 総合計画実施計画

総合計画の目標達成に向けた個別事業を計画的に実施するために位置付けられるもので、政策的予算編成の基礎資料となるもの。総合計画は10年、基本計画は5年の長期的な計画であるのに対し、実施計画は財政状況や町民の生活を取り巻く環境の変化等に対応するため、3年間の事業計画を作成して毎年見直しを行う。

注4) 法定受託事務

法律等により市町村等が処理することとされる事務のうち、国又は都道府県が本来果たすべき役割に係るものであって、国又は都道府県において適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律等で特に定める事務。また、これ以外の事務を自治事務という。

注5) 第三次菊陽町行財政改革大綱

菊陽町が将来にわたり、安定した行政経営をするため、今後の町政のあり方などに対する改革の方向性を示したもの。(平成17年12月に策定)

注6) OJT(On the Job Training)

職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって、全体的な業務処理能力や力量を向上させる手法。

注7) Off - JT(Off the Job Training)

職場を離れて研修会等に参加し、知識やスキルを習得させるための手法。

注8) コストマネジメント

一般的な民間での原価管理に準じて、自治体で執行される行政経費の公平性や透明性を明らかにし、適正で計画的な執行を行なうことで行政経営を安定化させるための一切の管理活動のこと。

注9) PFI(Private Finance Initiative)

公共施設などの設計、建設、維持管理運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスを提供する政策手法。

個別事務事業評価結果